

平成27年11月6日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司様

神奈川県横浜市港北区新横浜3-1-9

アリーナタワー7F

株式会社ピーシーデポコーポレーション

総務部 音

ご回答

お問い合わせいただきました内容に関しまして、下記の通りご回答申し上げます。

記

1.損害賠償額の定めについて

表Aの解除料は、36ヶ月以上利用していただくことを前提に長期契約割引として、端末料金（サービス加入機器本体を含む）及び、月額料金が割引されておりますので、36ヶ月以内の解約につきましては経過月数によって請求を行っております。

表Bの解除料は、長期間（契約より36ヶ月、以降は12ヶ月単位）ご利用していただくことを前提としており、初期設定費用及び本商品に含まれる各種サポートの割引費用相当となります。従いまして、36ヶ月以内の解約並びに37ヶ月以降の12ヶ月単位での途中解約において割引分の回収として解除料金の請求を行っております。

本件ご指摘の解除料金は、平均的損害を超えるものではないと判断しております。なお、解除料金は、社会情勢の変化により改定の検討をしております。

2.解約月の定めについて

当社サービスへご加入されるお客様は、長期継続利用されることを前提としており、キャリアでの契約も3年以上ご利用することを想定しております。何故ならば、当社スタッフによる店頭でのお困り事の解決や、データのバックアップなどを必要とされるお客様がご加入されているからです。また、当社サービスをご希望ではないお客様は、キャリアでのプランでご契約をいただいております。したがいまして、お客様に対して一方的に利益を害するという内容ではございません。

本件ご指摘いただきました内容は、消費者契約法第9条1項又は10条に該当するものは無いと判断しております。

これらは、ご契約の際に事前にご説明しており、同意の上ご署名をいただいております。

以上